

## 平成31年度（2019年度）における幼児教育・保育・療育の無償化の拡充について

すべての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境を整え、小学校教育（義務教育）への円滑な接続を進めるため、**国に先行して無償化を実施**

- 平成29年（2017年）4月より**5歳児の幼児教育等の無償化**を実施
- 平成30年（2018年）4月より無償化の**対象範囲を4歳児へ拡大**

子育て、教育に重点的な対策を行い、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促す

- ・今後の門真の主役となる子どもへの投資
- ・子育て環境の構築
- ・就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要
- ・保護者負担軽減による子育て世帯の定住促進と流入



国が2019年10月より3～5歳児の無償化を実施するところ、**門真市では先行して平成31年（2019年）4月より対象範囲を3歳児へ拡大**

# 平成31年度（2019年度）幼児教育・保育・療育の無償化の拡充内容（3歳児への拡充） 〈イメージ〉

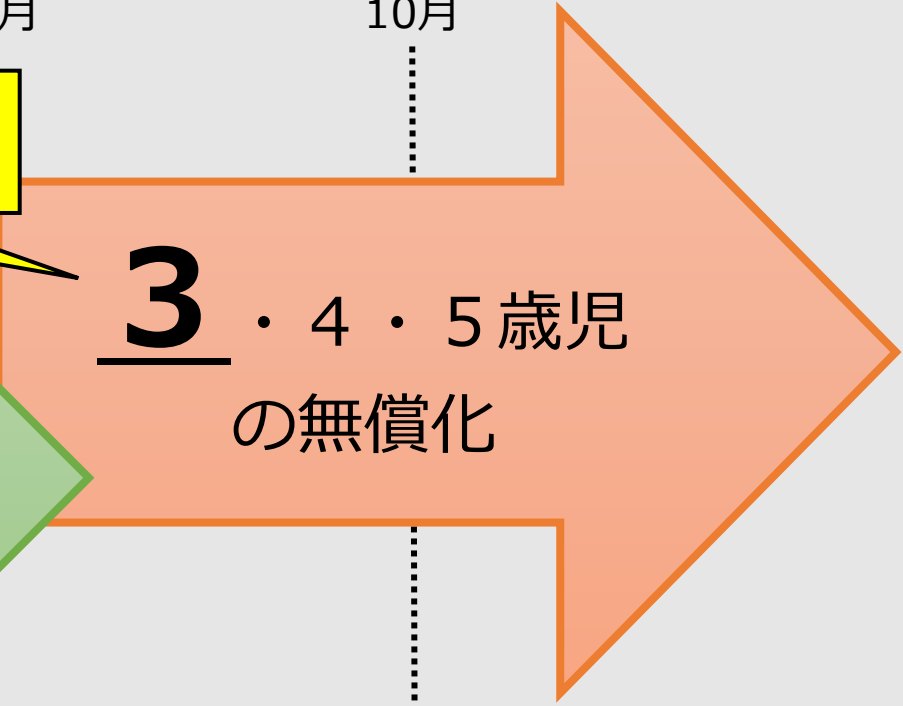
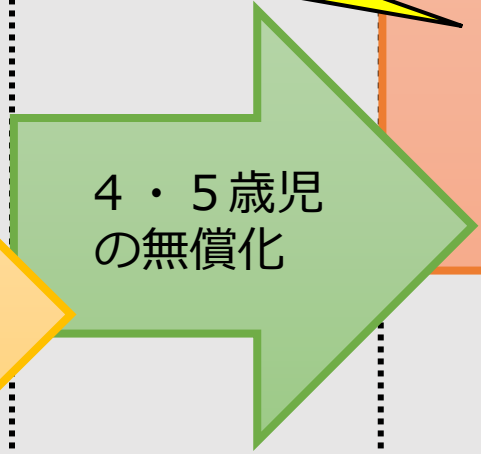
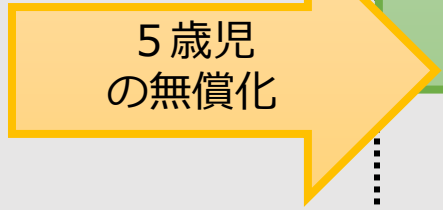


4月

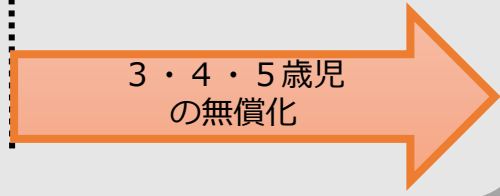
10月

国より先行して実施してきた無償化事業について  
平成31年（2019年）4月より6か月前倒しで  
対象範囲を3歳児へ拡充！！

【門真市】



【国】



# 平成31年度（2019年度）幼児教育・保育・療育の無償化の実施方法（3～5歳児）

※認可外保育施設の利用者は対象外。また、利用者負担（保育料）以外の、保護者会費、特定負担額等は対象外。

**【総事業費】 約1億9,088万円（対象者：約2,550人）**

**3歳児 約5,983万円（対象者：約840人）**

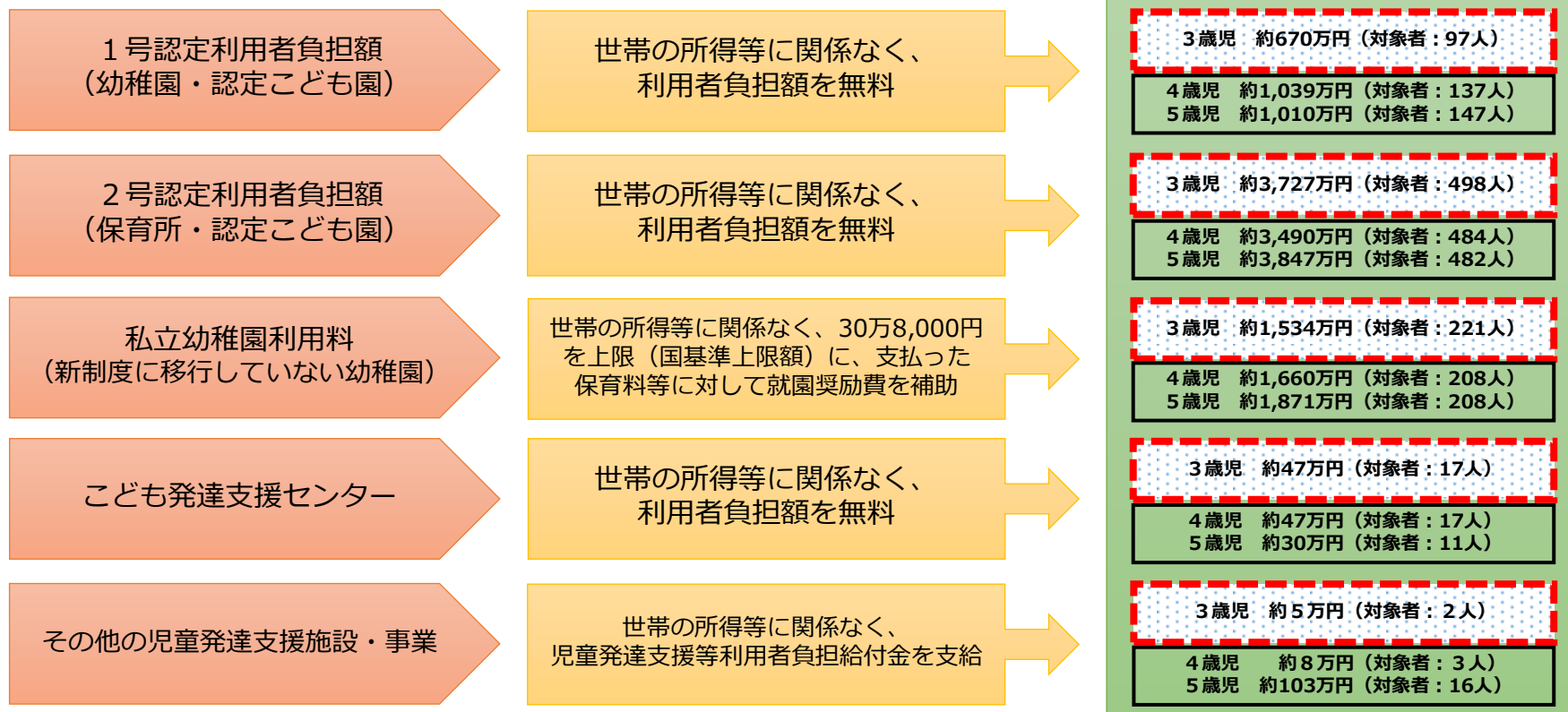
4歳児 約6,244万円（対象者：約850人）

5歳児 約6,861万円（対象者：約860人）

※金額については、2019年10月より国が無償化を実施するため、6か月分（市独自負担分）を算出したもの。

※対象者は想定人数。

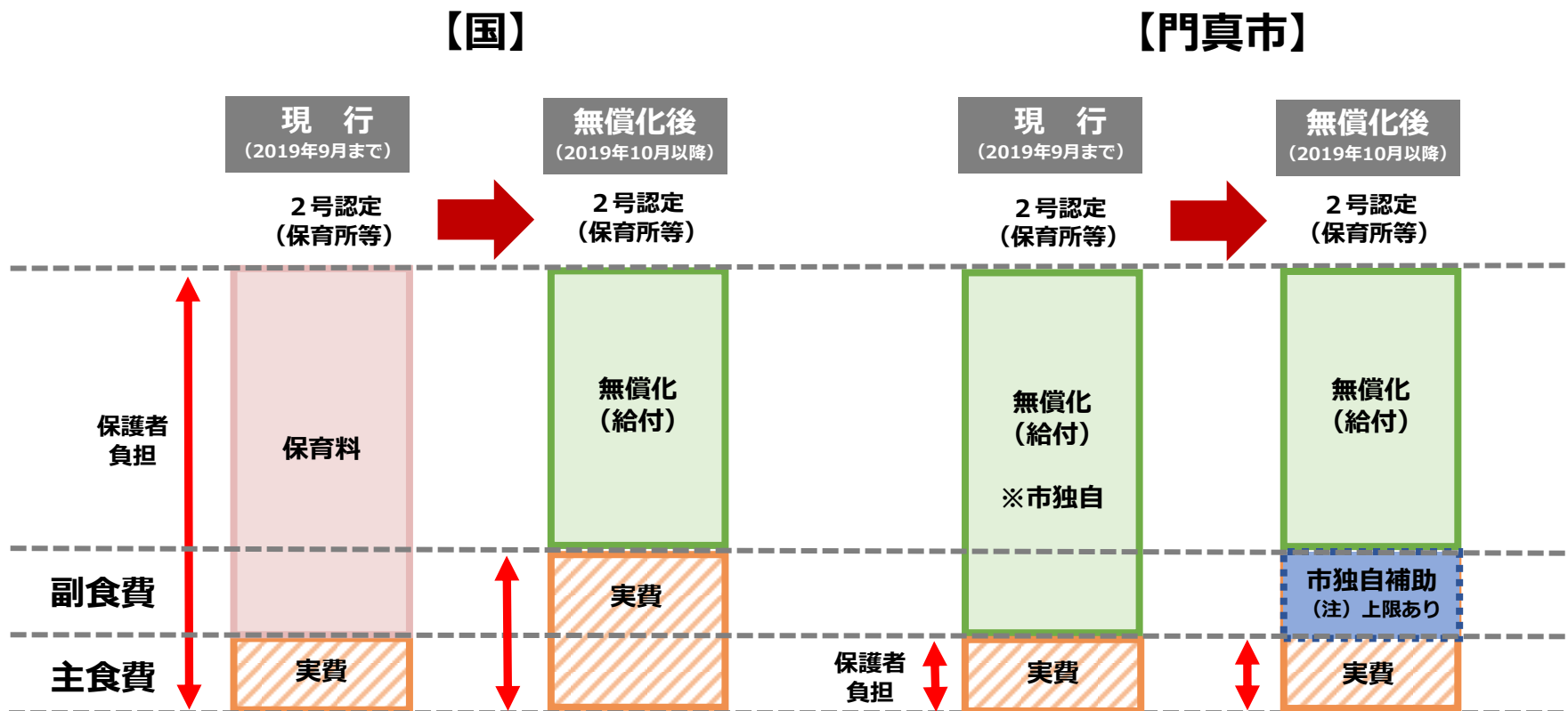
※満3歳児（1号認定子ども（幼稚園・認定こども園）及び私立幼稚園利用子ども）については3歳児に含む。



## 給食費（副食費）の取扱いに関する方向性

給食費（副食費）の取扱いについては、国においてこれまで保育料に含まれていた2号の副食費を1号と同様に施設による実費徴収とする方向で議論が進められているが、本市が国に先行して平成29年度（2018年度）から実施してきたサービスの低下にならないよう、平成31年度（2019年度）については、2号の副食費相当額を施設に補助することで、引き続き現行の市独自の無償化水準を保つ。

- 児童の認定区分（1号、2号）により生じている給食費（副食費）の差異については、財源の確保も含め、今後引き続き検討していく。



(注) 1か月3,000円/人を上限

## 国における幼児教育の無償化の方向性（参考）

### （具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲をすべての子供に拡大する。

就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。また、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

### （実施時期）

2019年10月1日から全面的な無償化措置の実施を目指す。

### 【参考資料】

- ・「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

# 1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

## (1) 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとしてはどうか。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による**実費徴収**（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
  - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
    - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
  - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

